

湖北省と湖南省における「外国人就業許可証書」と
「外国専門家証」の取得について

(2015年3月)

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
武漢事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

目次

第1章:「外国人就業許可証」.....	1
I. 申請部門.....	1
II. 受理条件.....	1
III. 申請書類.....	1
IV. 申請プロセス.....	2
V. 必要な時間.....	2
第2章:「外国人就業証」.....	3
I. 申請部門.....	3
II. 受理条件.....	3
III. 申請書類.....	3
IV. 申請プロセス.....	5
第3章:「外国専門家証」.....	6
I. 申請部門.....	6
II. 受理条件.....	6
III. 申請書類.....	7
IV. プロセス.....	9

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)武漢事務所が上海里格(武漢)法律事務所作成を委託し、2015年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんこと予めお断りします。

ジェトロおよび上海里格(武漢)法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび上海里格(武漢)法律事務所がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：
独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)
進出企業支援・知的財産部
進出企業支援課
※2015年4月1日の組織変更により、部課名
およびメールアドレスが変更となりました。
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・武漢事務所
E-mail：PCW@jetro.go.jp

第1章:「外国人就業許可証」

企業の外国人雇用は労働行政部門からの就業許可書および就業証取得などの関連手続きを必要とする。「就業許可証」は、「外国人が中国で働いてもよい」ということの許可証となる。「就業許可証」は、許可証発給機関が定める地域においてのみ有効である。

I. 申請部門

<湖北省>

- ・湖北省人力資源と社会保障庁の行政審査・批准サービス窓口
- ・各市の人力資源と社会保障局で予備審査を申請する必要がなくなり、直接湖北省人力資源と社会保障庁の行政審査・批准サービス窓口で申請することになった。

<湖南省>

- ・各市の人力資源と社会保障部門

II. 受理条件

1. 年齢は18歳から60歳まで(直接経営に参加する投資者と内陸で必要な特殊技能を保持する者は例外として認められる)
2. 身体が健康であること
3. その業務に従事するのに必要な専門技能および相応する業務経験を有すること
4. 犯罪記録がないこと
5. 確定した使用者を有すること
6. 有効な旅券または旅券に代替するその他の国際旅行証明書

III. 申請書類

<湖北省>

1. 外国人雇用就職申込書(受入企業が記載)
2. 雇用意向書(受入企業が提供する雇用書、任命書、委任書、決定等)
3. 赴任予定者の履歴証明(外国機構または組織が発行、または本人が記載、在中国の企業が捺印)
4. 赴任予定者が当該仕事に従事するための資格証明(学歴証明書、技能資格証明書、赴任予定者の元雇い主が発行した2年間の職歴証明書、原本と有資格翻訳会社の中国語訳)
5. 赴任予定者の有効なパスポートとコピー
6. 企業批准証書、営業許可証と組織機構コード証のコピー
7. 赴任予定者の健康証明書(中国駐外大使館または領事館が指定した医療機構または入国検疫部門が発行したもの。原本と照らし合わせて確認を行う。)
8. 無犯罪証明書(中国駐外大使館または領事館、外国の警察署が提供した原本と有資格翻訳会社の中国語訳)

以上の書類は1式部必要。

<湖南省長沙市>

1. 外国人雇用申請報告書(内容は企業情報、赴任予定者の基本情報、雇用理由、職種と職位など)
2. 雇用意向書(労働契約)
3. 赴任予定者の有効な旅券または旅券に代替するその他の国際旅行証明書
4. 赴任予定者の履歴証明と学歴証明
5. 赴任予定者が当該業務に従事するための資格証明
6. 赴任予定者の健康証明書(海外体格検査記録検証証明書または国際旅行健康検査証明書)
7. 受入企業の資格証明(営業許可証副本と組織機構コード証副本、税務登記証副本と批准証書)
8. 無犯罪証明書(赴任予定者の戸籍所在地の政府部門が発行したもの)
9. 受入企業の「法定代表人証明書」、「授権委託書」、授権者と被授権者の有効な身分証明書のコピー
10. 受入企業の書類証明、提出した書類の有効性を保証する
11. 「長沙市人力資源と社会保障局行政許可申請書」、「長沙市人力資源と社会保障局行政許可(審査批准)プロジェクト書類引渡しリスト」、「外国人在中国就業情報表」

IV. 申請プロセス

<湖北省>

1. 湖北省人力資源と社会保障庁の行政審査・批准サービス窓口で申請し、必要な書類を提供する
2. 受理、書類を審査し、意見を述べる
3. 首席代表が審査と批准
4. 審査と批准後に許可書類と「外国人就業許可証書」の作成
5. 窓口で引渡し

<湖南省長沙市>

1. 長沙市外国専門家局にて書類の予備審査を行う
2. 書類に不備がない場合、受理し、「長沙市人力資源と社会保障局行政許可受理通知書」を発行
3. 本審査を通過してから「行政許可決定」と「外国人就業許可証書」を申請した企業と外国人に交付

V. 必要な時間

湖北省 5営業日

長沙市 20営業日

第2章:「外国人就業証」

I. 申請部門

<湖北省>

- ・各市の人力資源と社会保障局

<湖南省>

- ・各市の人力資源と社会保障部門

II. 受理条件

- ・「外国人就業許可証」と同じ

III. 申請書類

<湖北省武漢市>

(一般の方の場合)

【新規】

1. 「聘用外国人就業登記表」、1寸の証明写真2枚
2. 受入企業外国人雇用申請レター(企業印を押印の上、雇用する理由、雇用する予定の人の基本情報、雇用する予定の職務と雇用期間等を記載)
3. 湖北省人力資源と社会保障庁が発行した「外国人就業許可証書」、「聘用外国人就業申請表」、行政許可決定書(原本とコピー)
4. 受入企業の営業許可証副本、批准証書と組織機構コード証(コピー)
5. 赴任予定者の履歴証明(最終学歴と職務経歴を含み、中国語の翻訳付きで、企業印を押印したもの)
6. 赴任予定者が当該業務に従事するための資格証明(関連する技術技能証書、卒業証書または元の勤務先が発行した証明(中国語の翻訳付きで、受入企業が企業印を押印する))
7. 無犯罪証明書(赴任予定者の戸籍所在地の政府部門が発行したもの)(コピー)
8. パスポートの“Z”ビザのページ(原本とコピー)
9. 省出入境検疫局が発行した赴任予定者の健康証明書(原本とコピー)
10. 労働契約書

以上の書類は一式2部必要。

【更新】

1. 受入企業更新申請レター(企業印を押印の上、更新する理由、更新する予定の人の基本情報、雇用する予定の職務と雇用期間等を記載)
2. 受入企業の営業許可証副本、批准証書と組織機構コード証(コピー)
3. パスポートの“Z”ビザのページ(原本とコピー)
4. 居留証(有効期間中のものの原本とコピー)
5. 就業証(有効期間中のものの原本とコピー)
6. 労働契約書(コピー)

(首席代表、代表の場合)

【新規】

1. 「聘用外国人就業登記表」、1寸の証明写真2枚
2. 代表機構の登記証(コピー)
3. 赴任予定者の履歴証明(最終学歴と職務経歴を含み、中国語の翻訳付きで、企業印の押印があるもの)
4. 赴任予定者が当該業務に従事するための資格証明(関連する技術技能証書、卒業証書または元の勤務先が発行した証明(中国語の翻訳付きで、受入企業が企業印を押印したもの))
5. パスポートの“Z”ビザのページ(原本とコピー)
6. 省出入境検閲検疫局が発行した赴任予定者の健康証明書(原本とコピー)
7. 首席代表、代表の代表証(原本とコピー)

【更新】

1. 企業更新申請レター(企業印を押印の上、更新する理由、更新する予定の人の基本情報、雇用する予定の職務と雇用期間等を記載)
2. 代表機構の登記証(コピー)
3. パスポートの“Z”ビザのページ(原本とコピー)
4. 居留証(有効期間中のものの原本とコピー)
5. 就業証(有効期間中のものの原本とコピー)
6. 労働契約書(コピー)

<湖南省長沙市>

【新規】

1. 「外国人就業許可証書」(原本)
2. パスポートの“Z”ビザのページのコピー
3. 2寸の証明写真1枚
4. 臨時宿泊登記表のコピー

【更新】

1. 企業外国人雇用期間を延長するための書面報告
2. 受入企業の資格証明(営業許可証副本と組織機構コード証副本、税務登記証副本と批准証書)
3. 更新期間中の労働契約のコピー
4. 本人のビザ、居留許可およびパスポートのコピー
5. 健康証明書
6. 納税証明書(直近3カ月のもの)
7. 「外国人就業証、台湾、香港、マカオ人員就業申請登記」表(ネットからダウンロード可)
8. パスポートと住所に変更がある場合、企業が書面の変更申請報告書と変更証明を提出。また、新しい就業証が必要な場合は、2寸のカラー証明写真、コピーに企業印を押印する。

IV. 申請プロセス

<湖北省>

受理→審査→批准

<湖南省長沙市>

長沙市外国専門家局に書類を提出

第3章:「外国専門家証」

「外国専門家証」は、外国専門家が中国での身分証明書となる。本人の受入企業より申請する。外国専門家証を所持する者は外国人就業証を申請しなくてもいい。また、中国では外国専門家としての待遇と名誉を受けられる。

I. 申請部門

<湖北省>

申請部門は湖北省外国専門家局となるが、経済類の専門家の場合、一部の市の外国専門家局で申請することができる。申請する前に、各市の外国専門家局に確認することを薦める。

例えば、武漢市と襄陽市の外国専門家局では申請できるが、孝感市ではできない。

<湖南省>

- ・長沙市:長沙市外国専門家局
- ・長沙市以外の地域:湖南省外国専門家局

II. 受理条件

外国専門家が招聘を引き受けて中国国内で仕事する場合、「外国専門家来中就業許可」を取得する必要がある。「外国専門家来中就業許可」を申請する外国専門家は中国の法律法規を遵守し、体が健康で、犯罪記録がないこと、かつ以下のいずれかの条件に合致すること。

1. 政府間、国際組織間の協議、協定と中外経済貿易契約を執行するため、招聘を引き受けて中国で業務を行なう外国籍の専門技術員あるいは管理者
2. 招聘を引き受けて中国で教育、科学研究、新聞、出版、文化、芸術、衛生、体育などの仕事に従事する外国籍の専門人材
3. 招聘を引き受けて中国国内の企業で副総経理以上の職務を担当する、または同等の待遇を享受する外国籍の高級専門技術員あるいは管理者
4. 国家外国専門家局に承認された海外専門家組織あるいは人材仲介機構の中国に常駐する代表機構の外国籍の代表
5. 招聘を引き受けて、中国で経済、技術、工程、貿易、金融、財務・会計、税務、旅行などの領域の仕事に従事し、特殊な技能を有し、中国で欠けている外国籍の専門技術員あるいは管理者

本条の第2、3項で言及した外国専門家は、大学修士以上の学位と5年以上の関連仕事経験を有すること(其の中の言語教師は大学修士以上の学位と2年以上の関連仕事経験を有すること)。

「外国専門家証」の更新が必要な場合、「外国専門家証」の期間満了前の1カ月以内に更新手続きを行わなければならない。

Ⅲ. 申請書類

<湖北省>

【新規】

(経済技術類専門家以外の場合)

1. 受入企業により作成した「外国専門家証」レター
2. 申請表(オンラインで記入の後にプリントアウトし、企業印を押印する)
3. 「外国専带来華工作許可」の控え
4. パスポートとビザのコピー(原本は現場で確認)
5. 2寸カラー証明写真
6. 労働契約書または派遣証明のコピー(原本は現場で確認)
7. 衛生検疫部門が発行した健康証明書のコピー(原本は現場で確認)
8. 外国人在華臨時宿泊登記表のコピー(原本は現場で確認)
9. 同行家族は第4、5、7、8の書類、18歳未満の未成年の場合は、第7は必要なし
10. 同行家族と外国専家の親族関係の証明書のコピー(原本は現場で確認)

(経済類技術類専門家の場合)

①「外国専带来華工作許可証」を取得済みの場合

1. 受入企業により作成した「外国専門家証」を申請するためのレター
2. 許可証のコピー
3. パスポートとビザの原本とコピー、2寸のカラー証明写真2枚
4. 記入した「外国専門家証申請表」

②「外国専带来華工作許可証」を取得していない場合

1. 受入企業により作成した「外国専門家証」を申請するためのレター
2. プロジェクトの批准書類または企業の任命書のコピー
3. パスポートの“Z”ビザのページとビザのページの原本とコピー
4. 記入した「外国専門家証申請表」
5. 学歴と職務経歴を含む履歴書
6. 最終学歴証書または専門資格を証明できる書類のコピー
7. 中国駐外大使館または領事館が指定した医療機構または中国政府が指定した衛生検疫部門が発行した健康証明書のコピー

【更新】

(経済技術類専門家以外の場合)

1. 受入企業により作成した「外国専門家証」更新のレター(更新理由と更新期限を明記)
2. 申請表(オンラインで記入の後プリントアウトし、受入企業の意見を記載する欄に企業印を押印する)
3. 有効な「外国専門家証」(原本とコピー)
4. パスポートとビザのコピー(原本は現場で確認)
5. 労働契約書または派遣証明のコピー(原本は現場で確認)
6. 同行家族は第3の書類
7. 「湖北省外国文教専門家(一般外国籍教師)雇用申報審批表」、部属学校は、「湖北省人民政府外事弁公室外国人来華を招く申報表」(文教類)、営業許可証のコピー(経済類)
8. 中等以下の教育機構は「無犯罪記録承諾書」(外国人のサインが必要)と「中等以下外

国人雇用単位責任者承諾書(責任者のサインと捺印が必要)

(経済類技術類専門家の場合)

1. 受入企業により作成した「外国專家証」更新のレター(更新の理由と更新期限を明記)
2. プロジェクトの批准書類または契約書、あるいは企業の任命書のコピー
3. 有効な「外国專家証」の原本
4. パスポートおよびビザの原本とコピー

<湖南省と長沙市>

【新規】

(経済類専門家以外の場合)

1. 「外国專家来華工作許可証申請表」の原本と「外国專家来華工作許可」の控え
2. 文教類専門家と受入企業の契約書の原本(企業の責任者のサインと企業印が必要。また、民営学校などの場合、法定代表人のサインと企業印が必要)
3. パスポートの“Z”ビザのページのコピー(一部)
4. 専門家と同行家族の証明写真(3.3cm×4.8cm)2枚
5. 保険証のコピーまたはほかの保険証明書
6. “Z”ビザで入国後、中国入国検疫部門が発行した1年間有効な「健康証明書」のコピーまたは、半年間有効な「境外人員体格検査記録検証証明」のコピーと「外国人体格検査表」のコピー

(経済類専門家の場合)

1. 「外国專家証申請表」の原本(一部、受入企業の責任者のサイン、コメントと企業印が必要)
2. 学歴と職務経歴を含む中国語と外国語の履歴書(一部)
3. 最終学歴証書または専門資格を証明できる書類のコピー、英語以外の場合、中国語に翻訳したものが必要(一部)
4. 中国入国検疫部門が発行した1年間有効な「健康証明書」のコピー(一部)
5. 経済類専門家の雇用契約書のコピー、プロジェクトの批准書類または企業の任命書のコピー(一部)、契約書には法定代表人のサインと企業印が必要
6. パスポートの“Z”ビザのページとビザのページの原本とコピー
7. 同行家族が“Z”ビザを取得した場合、パスポートのコピーが必要(18歳以上の子女は同行家族の対象外)
8. 専門家と同行家族の証明写真(3.3cm×4.8cm)2枚
9. 雇用予定期間中の保険証のコピーまたはほかの保険証明書
10. 組織機構コード証と営業許可証のコピー(一部、はじめて湖南省外国專家局で申請する場合のみ必要)

【更新】

1. 「延聘申請表」(2部、受入企業の責任者のサインが必要、民営学校などの場合、法定代表人のサイン、コメントと企業印が必要)
2. 文教類専門家と受入企業の中国語の契約書のコピー(一部、企業の責任者のサインと企業印が必要、民営学校などの場合、法定代表人のサインと企業印が必要)、経済類の専門家の場合、企業任命書、協議書または契約書のコピー(一部、企業の責任者のサインと企業印が必要)

- ンと企業印が必要)
3. 「外国専門家証」の原本(他の理由により「外国専門家証」を取り替える場合、証明写真が必要)
 4. 雇用予定期間中の保険証のコピーまたはほかの保険証明書

IV. プロセス

<湖北省>

新規および更新

1. 受入企業がインターネットで申請
2. 予備審査
3. 書類の提出
4. 本審査
5. 受入企業に通知
6. 受入企業が外国専門家局で“専門家証”を受け取る

<湖南省>

新規および更新

1. 受入企業が湖南省外国専門家局のホームページで申請
2. 予備審査を通過した後、湖南省外国専門家局で書類を提出する(審査通過しない場合は、指示に従い、状況説明を行なうかまたは撤回する)

<長沙市>

1. 受入企業が長沙市外国専門家局のホームページで申請
2. 予備審査を通過した後、長沙市外国専門家局で書類を提出する(審査通過しない場合は、指示に従い、状況説明を行なうかまたは撤回する)

以上